

[事案 25-139] 個人年金税制適格特約遡及付加請求

・平成 26 年 5 月 28 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 25-140]の配偶者である。

<事案の概要>

個人年金保険について、法人から個人へ名義変更した際、個人年金保険料税制適格特約付加の案内がなかったために、課税上一定の控除を受けられなかったことを理由に、個人年金保険料控除証明書の発行を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 1 月に契約した個人年金保険（契約者、保険金・年金受取人を法人）について、平成 15 年 3 月、契約者および保険金等受取人の個人への変更手続を行ったが、以下の理由により、平成 20 年から平成 24 年までの過去 5 年分の個人年金保険料控除証明書を発行してほしい。

- (1) 本契約は、個人契約の場合には、個人年金保険料税制適格特約を付加することができ（途中付加も可能）、これを付加すると、支払保険料に課税上一定の控除が受けられるが、名義変更手続の際、保険会社の担当者はそのことを説明しなかった。
- (2) 個人年金保険料税制適格特約を付加できなかった結果、特約を付加した場合よりも多額の税金を支払うこととなった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時に説明義務を負う対象は、契約者が契約の際に合理的な判断をするために必要な事項と考えられ、一定の要件を満たせば本特約が付加できることや税制面の事柄がこれに該当するとは言えない。仮に説明義務が存在するとしても、一定の要件を満たせば特約が付加可能であることは、契約時に申立人に手交している「ご契約のしおり」に明確に記載されており、申立人が認識可能な程度の説明がなされている。
- (2) 名義変更により契約者が変更されたとしても、本契約に関する説明は、旧契約者から新契約者に対して契約者地位の譲渡行為に付随して行うものであり、本特約の中途付加に関する説明も旧契約者から新契約者にご契約のしおり等を引き継いだ上で行うものであるため、契約時の説明を当社から新契約者に再度行う法的義務はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

- (1) 申立人の主張は、過去の個人年金保険の保険料控除証明書の発行を求めるものであるが、これは事実の証明書類であり、税金に関し、控除適格がある保険料の支払い事実が必要なところ、そもそも個人年金保険料税制適格特約が付加されていない本契約においては、発行を求めることはできない。

(2)したがって、申立人の主張を合理的に解釈するならば、個人年金保険料税制適格特約の適格的な付加を求めるものと理解するが、仮に保険会社による説明義務違反があったとしても、直ちに特約の付加を求める法的根拠とはならないし、本件では、保険会社が特約の付加をなすべき他の法的根拠を見出すことはできない。

(3)一方、申立人の主張を「保険会社の説明不足により、税金の控除を受けられず、本来支払わなくても良い税金を支払わざるをえなかった」と理解し、不法行為（説明義務違反）による損害賠償請求と判断する余地もあるので、この点を検討する。

2. 説明義務違反について

(1)保険会社は、契約に際し、契約者に対し、契約の重要な事項を文書または口頭で説明をする義務を負う。これは、契約にあたって、契約者が契約内容を適正に理解する必要があるからであり、契約後には原則として説明義務を負わない。

(2)本契約は法人契約であるため、契約時には個人年金保険料税制適格特約についての説明はなかったと推測されるが、契約時に説明を求められもしない限り、募集人が、法人契約の名義変更を予期したうえで同特約の説明を口頭で行う義務はない。

(3)契約者の名義変更とは、法律上は契約者たる地位の移転であり、譲渡当事者間の行為によってなしうるものである。地位の移転を保険会社に対抗するためには保険会社の承諾を必要とするが、このように契約上の地位の移転に、保険会社は関与するものではないので、この時点で保険会社に契約の重要事項についての説明義務は発生しない。

(4)名義変更をする場合、契約内容に関しては譲受人は譲渡人から説明を受けることが通常だが、保険契約に関しては、専門知識を必要とする場合や、契約内容の変更が必要となる場合もある。この場合には保険会社に説明を求めることになり、保険会社は、説明を求められた事項に関し、適切に説明をするべき義務が発生する場合もある。本件では、申立人が保険会社に対し、このように積極的に説明を求めたか否か、あるいはこれに対する保険会社の対応が適切であったか否かも場合によっては問題となるが、申立人の事情聴取ができなかったため、当審査会はこの事実が存在しないものとして判断する。

(5)よって、提出された証拠からは、保険会社が申立人の利益を違法に侵害した事実を求めることはできないため、申立人は保険会社に損害賠償を求めることはできない。